

令和8年草加市議会議会運営委員会要点記録（第2回）

◆開会年月日	令和8年2月4日（水曜日）							
◆開催の場所	第3委員会室							
◆出席委員	佐藤利器	委員長	木村忠義	委員	堀込彰二	副委員長	矢部正平	委員
	森	覚	佐藤憲和	委員	中島綾菜	委員	白石孝雄	委員
	平山杏香	委員	関一幸	委員				
◆欠席委員	なし							

◆協議事項 1 審査請求に係る諮問の取り扱いについて

◆議事内容

午後零時10分開会

1 審査請求に係る諮問の取り扱いについて

市長から、令和8年2月定例会開会予定日（2月18日（水））に地方自治法第229条第2項の規定に基づき、手数料の徴収に関する処分についての審査請求に係る諮問が予定されていることから、取り扱いについて事前に御協議いただきたい。

なお、審査請求に係る諮問の先例はなし。 → 了解

地方自治法(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求) 一部抜粋

第229条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

(1) 審議方法について

諮問は、市長提出報告と同様に議案書と一連のものとして提出され、整理番号は「諮問第〇号」と付されるとのこと。 → 了解

市長からは裁決案（「棄却」又は「認容」）を付して諮問されることから、議会は、過半数の賛成があった場合は諮問のとおりとすることは適当である旨を答申することとし、なかった場合は諮問のとおりとすることは不適当である旨を答申することといたしたい。

→ 過半数の賛成があった場合は諮問のとおりとすることは適当である旨を答申することとし、なかった場合は諮問のとおりとすることは不適当である旨を答申することを決定

また、議案書と一連のものとして提出されること、議案と同様に過半数議決を行うものであることから、審議に当たっては、上程から採決までを市長提出議案に関する議事と併せて行うことについて御協議いただきたい。

→ 上程から採決までを市長提出議案に関する議事と併せて行うことを決定

(2) 先議について

議会は、諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならないことから、会期が21日間を超える予定の令和8年2月定例会では、ほかの議案に先んじて議決することについて御協議いただきたい。

→ ほかの議案に先んじて議決することを決定

(3) 質疑通告について

先議に当たり、質疑通告を次のとおり取り扱うことについて御協議いただきたい。

○質疑通告 → 発言通告の締め切りに関するお知らせ送付後から令和8年2月13日（金）午後3時まで受け付けることを決定

※先議の議案と同様の扱いとし、①一般会計当初予算の議案質疑、②諮問に対する質疑、③通常の議案質疑に三分する。 → 了解

○質疑時間 → ①一般会計当初予算の議案質疑、②諮問に対する質疑、③通常の議案質疑の全ての答弁を含め80分以内とすることを決定

※それぞれの区分の質疑の残時間は、別の質疑の区分に繰り越せないこととする。 → 了解

(4) 会期及び議事日程について

開会予定日に市長から諮問を受けた場合、3月10日（火）までに意見を述べなければならないため、3月4日（水）（議案質疑）に採決を行うことについて御協議いただきたい。

→ 3月4日（水）（議案質疑）に採決を行うことを決定

また、会期及び議事日程の案は別紙参考資料のとおりとすることについて御協議いただきたい。

→ 会期及び議事日程の案は別紙参考資料のとおりとすることを決定

○上程時期 → 市長提出議案と同時期（議事日程は「市長提出議案及び諮問の報告並びに上程」）とすることを決定

○諮問説明 → 市長提出議案と同時期（議事日程は「市長提出議案及び諮問の説明」）とすることを決定

○質疑時期 → 開会日の一般会計予算特別委員会正・副委員長の互選結果報告終了後（議事日程は「諮問に対する質疑」）とすることを決定

○委員会付託 → 開会日に総務文教委員会に付託することを決定
※開催日は総務文教委員会で調整いただきたい。 → 了解

○討論通告 → 常任委員長報告に対する質疑終了後に休憩し、受け付けることを決定

（「続行」の声があれば、議事を流す。）

○採決 → 電子採決によることを決定

なお、諮問の委員会審査結果表については、3月4日（水）本会議開会前に議会運営委員会を開催いただき、御確認いただいた上で、議会運営委員会終了後、SideBooksにて全議員に配付させていただく。 → [了解](#)

※「審査において具体的な内容に踏み込みすぎると、個人情報やその人がどのような情報公開請求をしてきているのかまで明らかになりすぎてしまうが、一般論について審査を行うべきなのか、どこまで踏み込んで審査をすべきか。」<佐藤憲和委員>

※「今回の審査請求は、情報公開請求に対して不開示となったことを不服とした審査請求ではなく、情報公開実施にかかる手数料が高すぎるので手数料の請求自体を取り消せというものになる。審査請求人に請求する手数料の基準は、過去に議会で議決をした条例に規定されていて、情報公開において請求したコピー代や情報公開にかかる人件費を割り出したものとしている。審査の際は個人情報には触れずに執行部の裁決に対して審査をすればよいのではないか。審査請求人の名前はおそらく議案書に記載されると思うが、損害賠償の議案も同じ取り扱いをしている。」<武田事務局長>

※「質疑で審査請求人の個人情報に関する質疑が出てしまった場合は大丈夫か。」<佐藤憲和委員>

※「損害賠償の議案にも損害賠償を受ける人の個人名は記載されているが、これまでの運用として本会議における質疑では個人情報は出さないようにという運用があるので、今回の諮問の質疑についても審査請求人の個人情報に言及しての質疑は控えていただきたい。」<武田事務局長>

※「今回審査請求人に請求があった手数料の金額はいくらか。」<関委員>

※「公開実施手数料として、6,240円である。」<武田事務局長>

※「情報公開請求にかかる手数料の一覧はあるか。」<関委員>

※「市の情報公開条例に記載されている。」<武田事務局長>

午後零時28分閉会

◆配付資料

- ・ 議会運営委員会協議事項
- ・ 別紙参考資料 諮問に係る会期表及び議事日程案（抜粋）

議会運営委員会協議事項

令和8年2月4日（水）

第3委員会室

1 審査請求に係る諮問の取り扱いについて

市長から、令和8年2月定例会開会予定日（2月18日（水））に地方自治法第229条第2項の規定に基づき、手数料の徴収に関する処分についての審査請求に係る諮問が予定されていることから、取り扱いについて事前に御協議いただきたい。

なお、審査請求に係る諮問の先例はなし。

地方自治法(分担金等の徴収に関する処分についての審査請求) 一部抜粋

第229条 普通地方公共団体の長以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

(1) 審議方法について

諮問は、市長提出報告と同様に議案書と一連のものとして提出され、整理番号は「諮問第〇号」と付されること。

市長からは裁決案（「棄却」又は「認容」）を付して諮問されることから、議会は、過半数の賛成があった場合は諮問のとおりとすることは適当である旨を答申することとし、なかった場合は諮問のとおりとすることは不適当である旨を答申することといたしたい。

また、議案書と一連のものとして提出されること、議案と同様に過半数議決を行うものであることから、審議に当たっては、上程から採決までを市長提出議案に関する議事と併せて行うことについて御協議いただきたい。

(2) 先議について

議会は、諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならないことから、会期が21日間を超える予定の令和8年2月定例会では、ほかの議案に先んじて議決することについて御協議いただきたい。

(3) 質疑通告について

先議に当たり、質疑通告を次のとおり取り扱うことについて御協議いただきたい。

- 質疑通告 令和8年2月13日（金）午後3時まで
※先議の議案と同様の扱いとし、①一般会計当初予算の議案
質疑、②諮問に対する質疑、③通常の議案質疑に三分する。
- 質疑時間 ①一般会計当初予算の議案質疑、②諮問に対する質疑、③通
常の議案質疑の全ての答弁を含め80分以内
※それぞれの区分の質疑の残時間は、別の質疑の区分に繰り
越せないこととする。

(4) 会期及び議事日程について

開会予定日に市長から諮問を受けた場合、3月10日（火）までに意見を述べなければならないため、3月4日（水）（議案質疑）に採決を行うことについて御協議いただきたい。

また、会期及び議事日程の案は別紙参考資料のとおりとすることについて御協議いただきたい。

- 上程時期 市長提出議案と同時期（議事日程は「市長提出議案及び諮問
の報告並びに上程」）
- 諮問説明 市長提出議案と同時期（議事日程は「市長提出議案及び諮問
の説明」）
- 質疑時期 開会日の一般会計予算特別委員会正・副委員長の互選結果報
告終了後（議事日程は「諮問に対する質疑」）
- 委員会付託 開会日に総務文教委員会に付託
※開催日は総務文教委員会で調整いただきたい。
- 討論通告 常任委員長報告に対する質疑終了後に休憩し、受け付ける。
（「続行」の声があれば、議事を流す。）
- 採 決 電子採決

なお、諮問の委員会審査結果表については、3月4日（水）本会議開会前に議
会運営委員会を開催いただき、御確認いただいた上で、議会運営委員会終了後、
SideBooksにて全議員に配付させていただく。

